

平成 17 年度 第 1 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 4 月 21 日（木）18:03 ~ 18:39

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

宮内議長 それでは、お待たせいたしました。ただいまから、平成 17 年度第 1 回の「規制改革・民間開放推進会議」の様様につきまして、御報告申し上げます。

まず、今日は御担当の村上大臣、林田副大臣、江渡政務官の御出席がございまして、会議の冒頭に大臣よりご挨拶を頂いたということでございます。会議が 2 年目を迎えるということございまして、それに際しまして担当大臣である村上大臣より、会議の委員に対しましてお話がございました。

私のまとめたところでは、3 点ぐらいおっしゃったと思いますが、第 1 点は、規制改革の原点というのは、国民あるいは消費者のニーズというものに応えるということであるので、国民、消費者の立場に立ってプライオリティー、優先順位というものを考えてほしいという事でございます。

第 2 点は、この検討する項目につきまして、3 つか 4 つの段階があるのではないかというお話がございました。そのステップごとにメリハリを付けてやってほしいと。大臣の考えておられますのは、例えば、極めて大きな政治的な問題は総理の裁断を仰ぐというような事もあるし、大臣折衝というところで決めないといけない政治的な問題もあるし、あるいはワーキンググループの議論で進められる部分もあるし、諮問会議との連携で動く部分もあると。そういう意味で、重要度のメリハリを付けてやって欲しいということでございます。

第 3 点は、推進体制というものにつきまして、これを強くしていくことが必要であると。特に「市場化テスト」の立法化というものが非常に大きな課題としてあるだろうと。これには、非常に大きな馬力が必要であるということで、この推進体制を力強くする必要がありということ。あるいは検討項目に日々の動き、日進月歩の分野があったり、新しい分野も出てくると。そういう面についても、よく目を行き届かすようにということだと思います。

いずれに致しましても、一層の体制強化をして規制改革を推進して欲しいということでございます。

なお、この大きなテーマでございます「市場化テスト」につきましては、「市場化テスト推進室」が、4 月 1 日に既に発足しておりまして、推進室長の河室長、櫻井参事官に御出席いただきまして、ごあいさつをいただきました。私どもの会議とこの推進室とは、今後密接な連絡を取りながら作業を進めていくということになるかと思えます。

本日の会議に先立って、各委員の担当分野ということを決めさせていただきました。主査、それを助ける副主査、そして担当する委員というところについて、お手元の資料のよ

うな形で分野と担当ということを決めさせていただきました。

本日の会議では、この各分野毎、左から2つ目の分野でございます。例えば、市場化テストワーキンググループでございますが、このワーキンググループごとに、何をするか、どういうところに焦点を当てるかということで、今日までの検討状況につきまして、各主査から御説明がございました。それに基づきまして議論をさせていただいたということでございます。

従いまして、今回と5月の2回目も含めまして、このワーキンググループで考えておられる検討項目、そしてその焦点、どういう点に焦点を当てるかということについて、繰り返しワーキンググループ内部で議論し、会議で検討状況を報告し、会議の皆さんの意見をそこで求めるという作業を続けることになろうと思います。

今日もそういうことでございますので、各ワーキンググループより、今日までの考え方について御説明があり、それに対しまして、各委員から質問、あるいは意見が出て意見交換をさせていただいたということでございます。

従いまして、いつものことでございますが、今日の段階でどういうテーマが出て、どこまで議論が進んで、どうするんだということになりますと、非常に進んでいる部分と、まだテーマとして固まり切っていないなという部分もございますので、正式な資料としてお話しする段階にはないということでお許しをいただきたいと思っております。

この各ワーキンググループのテーマだけ見ていただきまして、もし御質問がございましたら、それに対して今日お話しできます範囲で御説明させていただきたいというふうに思います。

それから、意見といたしまして、ちょうど大臣も出ておられましたので、大臣のお考えということも聞かせていただくことができました。大臣がおっしゃいましたのは、例えば「市場化テスト」というものは、やはり日本の行政改革というのは官の仕事を民に持って行くということによってしか果たせない。そういう意味合いから言うと、「市場化テスト」というのは極めて重要であるというようなコメントもございましたし、例えば医療分野でございますとレセプトの電子化ということは、これはかねて当会議が主張しているわけがありますけれども、これの実行ということにつきましても、非常に強い御支持を、やるべきだというようなお話もされておりました。

いずれにいたしましても、各委員を含めまして、このテーマにつきまして、ただいま議論をしているところであるということでございます。

特に、この中で「市場化テスト」ということが非常に大きなテーマでございますけれども、今日、八代総括主査が来ておられますので、「市場化テスト」の部分につきまして、御説明いただけるものがありましたら、どうぞお願いします。

八代総括主査 それでは、補足させていただきますが、「市場化テスト」については、御承知のように昨年度モデル事業が決まりまして、今、入札とか、そういう手続が動いているわけでございますが、大事な点は、このモデル事業というのは、「市場化テスト」を

本格的に導入するかどうかを判断するためにやっているものではないということなのです。「市場化テスト」をやるといことは、もう決まっております、それをやる時に、さまざまな問題点が出てきます。現に今もモデル事業をやっていると、入札を始めどのような仕様を作るかで、本当に山のような問題が出てきておまして、それを事前にチェックするために、モデル事業は極めて有効であるわけですが、そのモデル事業が終わるのを別に待たずに、「市場化テスト」の法案というのは別途進めなければいけないのであります。

なぜ別途進めなければいけないかと言うと、モデル事業というのは法律改正に基づいておりませんので、現行法の枠内で細々とやらなければならない、法律改正をしなければ本格的な「市場化テスト」は到底できないわけでありまして。

それと同時に、本当に「市場化テスト」が公平に効率的に行われているかということを確認する第三者機関というのが法的には今、存在しませんので、それを速やかに作る必要があります。民間との競争によって官が効率化すること、もし官が効率化できなければ民間に業務を渡すと。その2つの目的を同時に行うのが「市場化テスト」であるわけでありまして。

先ほど大臣がおっしゃった点を、少し補足させていただきますと、この「市場化テスト」というのは行政の効率化というのが、勿論、最大の目的であります、これは私自身の個人的な考え方でございますが、今、言わばデフレなき財政再建ということを経済会議等でも目指しているわけでありましてけれども、単に歳出削減をしたり増税をしたら、これは確実にデフレになるわけです。それを防ぐためにも官の事業を民に移す。それによって官の負担は軽くなり、財政再建も進む。同時に、官の事業が民に移ることによって、むしろその事業自体は拡大する可能性が大きいわけです。これは潜在的な需要が顕在化する、医療などは特にその例があると思っておりますが、その意味ではむしろデフレなきどころか、需要を拡大するような形で行政の効率化、財政再建が進む可能性を持っているわけで、そういう意味で非常に潜在的に大きな行政改革、規制改革、制度改革の意味を持っているのが、この「市場化テスト」のモデル事業であるわけでありまして。

それから、この第三者機関の位置づけですが、今、産業再生機構というものが活躍しておりますが、言わばこれは行政再生機構とも言うべきものでありまして、非常に非効率的で破綻に陥っている産業を再生するためのものであると。再生した後は、官業でやってもいいし、民業でやってもいいし、効率的な方でやればよいという考え方のものでございますので、速やかな法案作成ということに最大限のプライオリティーを置いているわけでございます。

以上であります。

宮内議長 例年ですが、鈴木代理が非常に多くのテーマを持っておられますけれども、今日は御出席いただいておりますので、鈴木さんの今お考えになっておられる点を若干御説明いただければと思います。

鈴木議長代理 それでは、この横断的な制度整備等についての官業民営化等ワーキング

グループ、これは去年 36 項目について民間開放を提案しましたが、その引き続きの問題だと御理解いただきたいと思います。

今回の対象と致しますのは、800 ほどのものを去年取り上げて、その中から八十幾つを抽出して、更に 36 について結論を得たということでありますが、これを引き続き行うということです。

それと、独立行政法人のうち 24 ほどが今年度第 1 回の見直し時期に来ておりますので、これも対象にします。

更に、行政代行人等についても今、議論されております。

こういうものを対象として民間開放の突破口を開いていきたいと思えます。我々のこの仕事は、1 つはそういうことで民間解放をするということで、現実に各省庁が直ちに民間開放に取りかかってもらうというものが、去年の 36 の中にも幾つもございました。これが 1 つの理想であることは間違いのないわけですが、しかし、少なくとも民間から手が挙がったときには、その門戸は開くという約束はきちっと取り付けておいたという意義があるわけです。それが「市場化テスト」と結び付いてくるわけで、そこで穴が開いているときには、「市場化テスト」は手が挙がったら、それが民間に適するか適しないかという議論は既に終わっているということですから、直ちにどちらの方が効率的かというテストに入れるということになる。こういう 2 つのミッションを持っているわけです。そういうものをやっていきたいというのが、この官業民営化等ワーキンググループの仕事です。

それから、その下にあります規制の見直し基準ということですが、これは目を付けておりますのは、行政手続法ができたのは 10 年ほど前ですが、かなり画期的な法律だと言われました。それは何かというと、行政指導について、国民を拘束する力はないということを経験でハッキリさせたという点です。行政指導はやってもよろしいが、それに従わないという人には従わさせることはできないのです。これが行政手続法の基本というか、エッセンスみたいなものなのです。けれども、その行政手続法がこの 10 年間でやってみてほとんど使われていないというのが実態です。

なぜ使われていないのかということを考えてみると、行政指導とは一体何だという定義がはっきりしないからです。法律には勿論定義はしてあります。「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現達成するため特定のものに一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」と定義が書いてあります。

それでは、解釈通達はどうなのかというような議論が出てくると、それは一定の作為・不作為をその瞬間にやっているのかとか、どんな議論で出てくるのか、これは一度、よく調べてみようと思えます。そういう点あってかほとんど使われていない。

しかし、解釈通達だってこういうふうに解釈して、「これはやってよろしい」とか、「これはやってはいけない」ということの解釈通達であるならば、それをやろうとした人がいたときには、基本的には、一定の作為・不作為を求めることになるわけです。そのとおり

にやらないと受け付けないとかということになるわけですから、そういうものをどういうふうに仕分けていくのかということのを具体的な通達の例に当たって、仕分けていくということの一つの目標としてやってみたいというのが最大のポイントであります。

もう一つは、従前から議論されておりますが、規制に関する法律、あるいは行政立法に対しては終期を必ず付けるという流れを作っていくべきではないかということです。そういう問題とか、あるいはレギュラトリー・インパクト・アナリシス、RIAと言われておりますが、つまり規制の効果と費用の対比によって、その規制の持つ意味を明らかにしていこうという問題。こういうことをテーマとして取り上げていこうというのが大体の構想です。

宮内議長 それでは、草刈総括主査がおられますので、教育をカバーされておりますので、ひとつ御説明をお願いします。

草刈総括主査 教育の前に、本年は医療関係については鈴木代理が主査ということで、私は去年混合診療とかを担当しておりましたので、そちらの方がいわゆる特定療養費制度の範囲内の、しかし限りなく混合診療の解禁に近いところまで行こうというメニューが出てきて、それをどういうふうにきちっとしてくれるのかと。これをやりっ放しにして放っておくと何が起こるか分からないということもあるので、その点については鈴木さんの下でフォローしていこうというふうに思っています。

教育の問題ですけれども、御存じのとおり、いわゆる中教審の義務教育改革に関する諮問というのがあって、議論の方も始まっています。それをずっとモニターしていますが、やはり変な方向へ行ってもらおうと大変困ってしまうことになる。

もう一つは、教育基本法というものが、随分前から極めて政治的な課題になってしまっているわけですが、自民党の関係者によると、今年は公明党とのアグリーメントができて、俎上に乗せるということ。

それから、憲法論議もあって、憲法と教育というのは非常に大きなものがあって、89条という、これが文科省の牙城みたいなふうに勝手に思っているわけですが、そういうところも議論をされていくというようなことで、やはりここで我々の方でしっかりと状況を見据えながらこちらの提案をぶつけていかないと、あるいはまた逆に言うとそういうものが注目を浴びるわけですから、いわゆる国民的な議論をする絶好のチャンスであるということもあって、それについて我々としては義務教育を中心に焦点を当てながら教育の改革ということについての規制改革を推進していこうというつもりであります。

3つぐらいポイントがあるわけで、1つはいわゆる教育機会の均等と言うか、開放と言うか、日本というのは非常に公立の学校に力点を置いているわけですが、外国の例にならば私立と、更にはいろんな形の多様な主体を導入するということが必要だろうと思えます。

あるいはまた、もっと大事な問題としては、先生の質というのが極めて問われておる時代です。したがって、それがないと学力の問題、更には多様な人材を育成するという点か

らも、このところはどうしても改革を必要とすると。もっと現実的あるいは具体的に言うと免許制度とか、採用とか、そういうところにも問題があって、例えば、民間の大変役に立つ人を先生に入れようとするのがないからだめだとか、そういうつまらぬことも起こっていると。その辺のいわゆる教育者の方の教育力を高めていくということが非常に大事ではないかと。

もう一つは、しっかり抱えて放さない中央の権力を、諸外国を見ればわかりますが、できるだけ、これは日本の場合三位一体とも関係があるわけですが、地方へ地方へ、それから学校現場へ学校現場へという形でどんどんとそういう開放を行っていて、中で競争をどんどん助長するというような政策を取っているわけで、その辺のところについてもこれからこの会議でもってチャレンジをしていくということをやっていくつもりで、要するに今年1年、タイミング的にも今年対応しなければいけないということですので、万全を尽くしてやりたいということでございます。

宮内議長 全部のワーキンググループをカバーすることはできませんでしたが、ちょっと例示的に議論の内容を御説明申し上げます。

あとは、御質問にお答えする形で補足したいと思いますが、このペーパーで1つだけ、委員の人選で追加いたしますと、少子化ワーキンググループのところに、委員といたしまして原委員が加わるということでございましたので、その原委員を御記入いただければと思います。

司会 それでは、御質問のある方はどうぞ。

記者 医療タイムズと申します。

この間、宮内議長が中医協の在り方の会議の方に出られて、今回、今年重点事項にも中医協改革も当然上がっているんですけども、その辺りで何かお考えみたいなものというのはお話になられましたでしょうか。

宮内議長 先般、有識者会議に鈴木代理と出させていただきまして、当会議の考え方を、去年も議論した考え方でございますが、会議を代表した形で御披露させていただいたわけでありまして、有識者会議にはそういうことも踏まえた上で、いい形の結論と申しますか、答申と申しますか、そういうものを出していただくことを期待しております。

今日の会議では、特に何も申し上げておりません。

司会 ほかにございませんか。

記者 共同通信の番場です。

教員の質向上というのは、具体的にどんな話なんですか。

草刈総括主査 これはいろいろあると思いますが、我々の認識は、今のようないわゆる免許制度というか、皆さん御記憶にあると思いますが、教職課程というものを取って、それで一応資格ができますと。それで更に採用というものがあって、それは倍率が高いらしいですけども、そこで非常に不透明な形も見えますように、そこで採用して、それで本採用にしてずっと永久にやらせると。

その結果、いろんなところで教師失格というような人が出てきたり、あるいは授業中にいろんな問題を起こす先生も出てきているというようなことで、要するに、今のああいう形での先生の認定の仕方というのは非常に問題があると。教育大学院をつくるとか、そういうようなことを対策として言っているわけですが、そういうものをつくって、それで差別化して、そういう人の中に入れるということが一体何ほどの意味があるんだろうかというところで、その辺に非常に疑問があると。

従って、これは一例ですが、いわゆるそういうときに免許というものを取って、免許を持っている人が採用される。採用した場合に、その人が永年雇用ではなくて、まず最初の2年ぐらいを、言ってみれば試験的な採用ということで、仮免許的なものにして、その中で企業に行くなり、あるいはもう少し別な形でのいろんなスタディーをして、そこでその人たちの本当の現場でのパワーあるいは能力を見極めた上で本採用にするとか、そういうことも1つの例ではあろうと。

つまり、余りにも先生の質が低下している、それをどうやって向上させるかというところが非常に大事なポイントではないかという意味です。

ついでに申し上げますと、いわゆるお医者さんとか、あるいは法律家とか、その人たちも同じように大学院とか何とかあるわけですが、お医者さんとか法律家の場合は、やはり知識とか技術とか、そういうものがまず第一に非常に大事になると。

それと心という問題があるわけですが、どちらかということ、先生の場合は一定の知識が必要だけれども、心がない先生というのはほとんど意味がないんです。ところが、その部分を全く見ないで採用しているからそういうことになるということもあって、やはりテスト期間が必要なんではないかという考え方が、人によっては違いますけれども、例えばそういう問題提起があるんじゃないかと。

司会 ほかにございませんでしょうか。

宮内議長 今の点は、まだこれから議論を進めていくということですから、そういう提案をするということではありませんので。

草刈総括主査 ではありません。そう言っている人がいるという程度です。

記者 例えば、心を見るというのは、何かもう少しわかりやすい言葉で、言っている趣旨はわかるんですが。

草刈総括主査 要するに心というのは、子どもたちが、つまり今の学校の崩壊とか、いじめとか、そういうのを見たときに、勿論学力の問題はあるけれども、子どもというものに非常に大きな愛情を持っている人たちがたくさんいれば、ああいう問題も随分解決しているはず、勿論家庭の問題とかもありますよ。だけど、心というか愛情というものを心という表現にしたんだけど、そういうものを持っている人がいれば、家庭との間もいろいろと連携もできるだろうという意味で、やはりそっちの方のモニターが全然できていないんじゃないかということを行っている方もいますと。

だから、我々の方ではっきり1つだけ言っているのは、免許の更新とか、それからいわ

ゆる教育大学院をつくるというようなことは決定打にはならないという会議のアピールは去年しているわけです。

司会 ほかにございませんか。

記者 鈴木さんに、医療ワーキンググループの方の考え方というのは、何かおっしゃられたんでしょうか。

鈴木議長代理 混合診療という問題が去年前向きの方で解決した。これがいよいよ実行されていくわけです。ですから、その問題に対して、両大臣合意のように実行されていくのかという点を注意深く監視してルートに乗せるというのは非常に重要だと思います。

更に中医協についても、これから決まっていくわけですから、この前は私どもが有識者会議の方に御説明に上がったけれども、今度は我々の方も有識者会議の考え方もお伺いするというようなことで、当初我々が去年の答申でねらったような線になるべく近づいていくようにやっていくというのは、これは当然のことです。

それから、去年の成果としては、医療におけるIT化の問題についてかなり力を入れました。特にレセプトのオンライン化、それからカルテの電子化、そして診断群別包括払い方式。こういうようなものについて、提言実現のステップを着実に進めたと思っております。ここら辺をしっかりと見ていくというようなところがポイントになりましょうけれども、新しい問題として考えるとすれば、保険者機能というのは、2001年のときに強化したつもりでしたが、実績をあまりだしていません。例えば、審査、支払いは保険者の権能であるといったけれども、その直接審査はあまり進んでいない。なぜだかということですが、医療機関の合意というのが妨げになっているからでもあります。

そのような問題も1つの解決すべき課題として取り上げ、保険者がとにかくものを言い、しかもきっちりと患者のエージェントとして行動できるような、そういう仕組みをつくり上げていくというのに特に力を入れていきたいなと考えております。

その他医療の問題には、誠にたくさん未解決というのか、方針は示したが中味は進んでいないというのがありますので、やはり具体論の中に突っ込んでいって、具体的な提言をしたいと思っております。その他の問題も幾つか取り上げたいと思っております。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 薬事ニュースと申しますけれども、鈴木さんにちょっとお伺いしますけれども、行政指導の見直し、これは実効性あるものと、意味ないものを仕分けするという考えでよろしいですか。実効性のある抑止力のあるものと、意味のないようなものを仕分けするという考えでよろしいんですか。

鈴木議長代理 実効性云々ではなくて、行政指導というものには、強制力がないのだということです。それに従うか従わないかは国民の判断によって決まるのであり、強制力がないということです。これは行政手続法にはっきり書いてあるのです。

ですから、行政指導とは何だと言ったら、普通、通達のたぐいは行政指導だと言われている。けれども、通達は全部が全部国民に対して強制力はないと言えるのかどうか。ここ

ら辺があいまいだから、これをよく見直しして、行政手続法でいっている行政指導とは一体何だということを明らかにして、「何は断われる」、「何は断われない」ということをはっきりして国民の前に提示する。そうしないと、せっかくの行政手続法が使われないし、お役人は法律とか政省令によるのではなくて、ほとんどがいわゆる通達のたぐい、つまり行政指導と言われる範疇のものに頼って行政をやっていますから、この問題について、国民はこれには従わなければならないのだ、これには自分の意に反したら従わなくてもよいのだということをはっきり区別してあげないと使いようがないわけです。そういうことをやりたいということです。

記者 ジャパンメデシンとありますが、これまでの厚労省との議論を見ていますと、とりわけ通知の部分での言い争いというんですか、通知をめぐって株式会社が議決権を持っていないですとか、そういった部分もかなり大きく取り上げられたように思えるんですが、その辺りもかなり考慮した今回の規制の見直しになるのでしょうか。

鈴木議長代理 ちょっと質問の趣旨がよくわからないのですが。

八代総括主査 つまり行政指導の見直しは、医療改革がねらいではないだろうかとうがった見方を。

鈴木議長代理 なるほど、それはやはり通達をたくさん出しておられて、通達で行政をやっておられる省はこの考え方に対しては深く影響を受けるというのは当然ですね。

そうすると、それはどこの省でしょうかということになると、おっしゃるように厚労省さんは非常にたくさんの通達をお持ちになって、現実に行政をやっておられるというのはファクトですね。別にねらい打ちするとは言っていません。

記者 ほかほかごさいませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、記者会見を終了いたします。どうもありがとうございました。